

序章 東日本大震災に係る環境関係の取組

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、強い揺れと巨大な津波により東北地方を中心に甚大な人的・物的被害がもたらされました。

北海道でも犠牲者が出たほか、住宅の損壊や床上・床下浸水、漁港や水産関連施設の破損などの大きな被害が発生しました。

これに対し道では、被災地への職員派遣や生活物資の支援、被災者の受入支援等を行い、また、道内で被災された方々や企業への支援や相談窓口を設置するなどの取組のほか、道のホームページ（トップページ）に東日本大震災の情報サイト欄を設け、情報提供等を行ってきたところです。

本白書では、主にこれまでの北海道における東日本大震災に係る環境関係の取組について、序章として取りまとめました。

＝ 1 放射線モニタリングの実施

東日本大震災により発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故のため、大量の放射性物質が大気中や海水中に放出されました。道内では、下表のとおり大気や水道水の放射線量等のモニタリングを行っており、それらの結果を道のホームページ（<http://monitoring-hokkaido.info/>）等で公表しています。

■道内で実施されている放射線量等モニタリング調査（平成24年7月31日現在）

対象	実施機関	測定/採取場所	頻 度
大 気 (空間)	道	泊発電所周辺（22箇所）	連続測定
	道（国）	10地点（衛生研究所及び総合振興局）	連続測定
	道	16地点（観光地） ※冬期間15地点	1回/月
	国	1地点（利尻島）	毎時
水道水	道	4地点（函館市・稚内市・帯広市・根室市）	1回/月
	道（国）	1地点（衛生研究所）	1回/3ヶ月
	札幌市	浄水5地点（市内浄水場） 原水5地点（ 〃 ）	1回/週 1回/月
	千歳市	2地点（市内浄水場、配水池）	1回/月
	新ひだか町	6地点（浄水3地点、原水3地点）	1回/年
	占冠村	9地点（浄水4地点、原水5地点）	1回/4ヶ月
	（実施機関）釧路市、浦河町、栗山町、羽幌町、由仁町、 美唄市、えりも町、桂沢水道企業団		1～2回
海 水	道	3地点（室蘭市、様似町、厚岸町）・表層	隔週
海水浴場	道	9地点（海水浴場開設振興局で各1箇所（海水））	開設前及び開設中各1回
水産物	国、道	36魚種（シロサケ、カラフトマス、サンマ、スルメイカなど）本道周辺海域	原則毎週又は適宜
土 壌	道	畑地：7地点（6農業試験場及び1支場）	1回/4週
		水田：3地点（中央・道南・上川農業試験場）	2回
		道有地：3地点（根室市・別海町・浜中町）	1回
農産物 (玄米)	道	3地点（中央・道南・上川農業試験場）	1回
稲わら	道	4ヶ所（稲わら利用農家）	1回
		3ヶ所（中央・道南・上川農業試験場）	1回
降下物	道（国）	1地点（衛生研究所）	1回/月
大気中浮遊じん	道（国）	1地点（衛生研究所）	4回/年

モニタリングポストによる空間放射線量率の測定

道では、文部科学省の委託を受け、平成24年4月1日から、道内10ヵ所においてモニタリングポストによる空間放射線量率の連続測定を実施しています。測定地点は、札幌市（北海道立衛生研究所屋上：地上約16m）、岩見沢市、倶知安町、室蘭市、函館市、旭川市、稚内市、網走市、帯広市及び釧路市（いずれも総合振興局敷地内：地上約1m）となっており、10ヵ所の空間放射線量率は平常レベルで推移しています。

なお、平成23年3月23日から平成24年3月30日までの間、札幌市の測定地点においては上記と同じ方法により、総合振興局敷地内9ヵ所と浦河町、江差町、留萌市及び根室市の振興局敷地内（地上約1m）においては、サーベイメータによる空間放射線量率の測定を実施しており、いずれも平常レベルでの推移を確認しています。

また、道内の主要観光地16ヵ所（下表）でも、定期的にサーベイメータによる空間放射線量率の測定を行っており、いずれも平常レベルであることを確認しています（平成24年7月31日までの状況）。

■札幌市（北海道立衛生研究所）
に設置されたモニタリングポスト



■モニタリング実施観光地

測定地点（市町村）
道庁赤れんが前（札幌市）
道の駅サーモンパーク千歳（千歳市）
ニセコグランヒラフスキー場（倶知安町）
小樽運河浅草橋街園（小樽市）
洞爺湖温泉（洞爺湖町）
登別温泉（登別市）
新ひだか町観光情報センター（新ひだか町）
襟裳岬（えりも町）
五稜郭公園（函館市）
旭山動物園（旭川市）
宗谷岬（稚内市）
オホーツク流水館（網走市）
JR知床斜里駅前（斜里町）
十勝川温泉（音更町）
釧路市湿原展望台（釧路市）
納沙布岬（根室市）

※襟裳岬については、冬季間の道路事情等により、H23.12～H24.3の間、調査は実施していない。

水道水中の放射性物質の測定

道では、平成23年4月から毎月1回、道内4地点（函館市・稚内市・帯広市・根室市）の水道水（蛇口水）について放射性物質（放射性ヨウ素及び放射性セシウム）の測定を行い、水道水の安全性を確認しています。これまでの測定では放射性物質は検出されておきませんが、引き続き測定を行うこととしています。

また、道内では、平成23年3月18日から同年12月27日まで、北海道立衛生研究所において、文部科学省の委託により、毎日1回、札幌市の水道水（蛇口水）について放射性物質の測定を行いましたが、不検出が続いたため、平成24年1月からは測定精度を上げて3ヶ月に1回の頻度で調査を行っています。

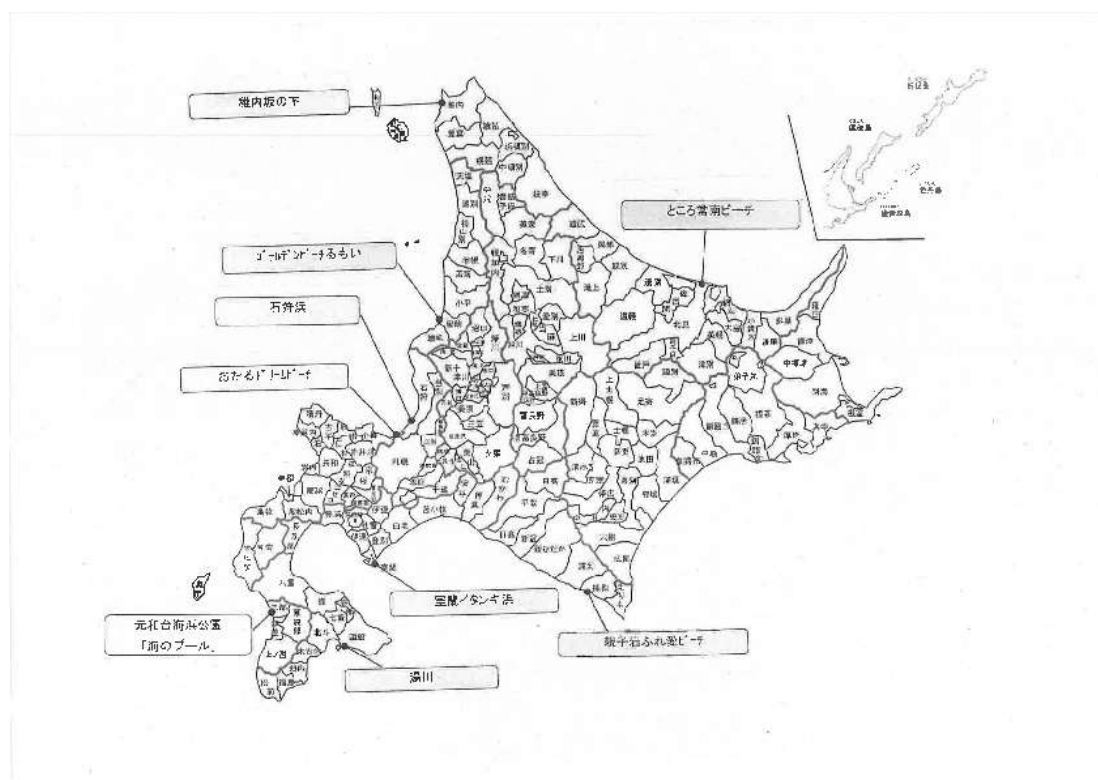
このほか、道内では市町村等でも測定が行われておりますが、現在までに放射性物質が検出されたという報告はありません。

海水中の放射性物質の測定

道では、水産物の安全性を確保する観点から、本道周辺海域での放射性物質（放射性ヨウ素及び放射性セシウム）の測定を行っています。平成23年4月14日から平成23年9月15日までは、室蘭沖、えりも沖及び釧路沖に調査定点を設け、表層水、底層水について12回の測定を実施し、また、平成23年9月29日から平成24年8月1日までは、室蘭市イタンキ漁港、様似町旭漁港及び厚岸町床潭漁港の表層水について23回の測定を実施し、いずれも放射性物質は不検出であることを確認しています。

海水浴場の放射性物質の測定

道では、海水浴場の安全、安心な利用に供するため、昨年（平成23年6、7月採水）に引き続き、各地域の海水浴場（下図）において、開設前（平成24年6月採水）及び開設中（平成24年7、8月採水）に、海水中の放射性物質（放射性ヨウ素及び放射性セシウム）の測定を実施し、いずれも不検出であることを確認しています。

**＝ 2 節電・省エネルギー対策**

東日本大震災による複数の発電所の運転停止に伴い、東京電力の電力供給能力が低下し、昨夏、首都圏などでは電力需給がひっ迫し、電力不足への対応が求められました。

今夏も、全国的に電力需給は厳しい状況となっており、北海道においても、国から一昨年の7月から9月における使用最大電力の7%以上の削減が要請されています。

道では、道民の暮らしや産業活動に大きな影響をもたらす突然の停電や計画停電を回避していくためには、北海道が一丸となって節電を確実に実施していくことが必要であることから、知事を本部長とする「北海道節電対策推進本部」を設置し、社会的弱者への対策や産業への影響緩和に全庁をあげて取り組むとともに、北海道経済産業局との共催で、経済・産業団体や消費者団体など31団体を構成機関とする「北海道地域電力需給連絡会」を開催し、オール北海道による取組の促進を図っています。

また、総合振興局・振興局ごとに地域の連絡会を開催し、各市町村に対し節電の取組の促進と住民・企業への周知を要請するとともに、家庭や事業所で具体的な取組が促進されるよう、「知事メッセージ」を発出し、各種メディアを通じ広く発信するほか、節電メニューや節電支援制度をお知らせするリーフレットなどを作成し、市町村や団体等を通じた情報提供を実施しています。

また、道自身も節電に取り組んでおり、7月2日から9月28日までを節電「集中対策」期間として、執務室等の減灯やOA機器の省エネモードの活用、エレベーターや空調機器の一部稼働休止など全庁をあげて7%以上の削減を目指し取組を進めています。

道民のみなさまが実践できる夏季の節電メニューや節電支援制度につきましては、多くの方にご協力をいただけるよう、道のホームページ（省エネ・節電の取組<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/shouene-setuden.htm>）に掲載しております。

知事メッセージ

この夏、一人ひとりが節電を

道民・企業のみなさまへ

今夏の電力需給は、全国的に大変に厳しい状況が見込まれており、本道においても、猛暑だった一昨年に比べて7%以上の節電が要請されています。

万が一、需給ひっ迫による突然の停電や計画停電があった場合には、道民の皆様の暮らしや産業活動に大きな影響をもたらしかねません。

とりわけ、病院や福祉施設、在宅で療養されている方々への影響を考えると、私たちは、何としても、これを回避していかなければなりません。

そのためには、電力不足の解消に向けた第一義的な責任を担う国や北海道電力にしっかりとその役割を果たしていただくことが何よりも重要ですが、道民の皆様お一人おひとりに、ご家庭や職場において、改めて電気の使い方を見直していただき、一丸となって節電の取組を進めていく必要があります。

道も節電の集中対策に取り組めます。医療機関や社会福祉施設、在宅療養されている方々への対応、産業への影響緩和などに全力をあげてまいります。

道民や企業の皆様には、これまでも省エネ・節電にご協力をいただいていたところであり、今回求められている節電目標が決してやさしいものでないことは、私も十分理解しています。しかし、たとえ一つひとつの取組は小さくとも、その積み重ねが私たちの北海道を支える大きな力となります。皆様には、どうか体調を崩されないようご留意いただきながら、できる限りの節電に取り組んでいただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

電力需給に関連した二酸化炭素排出量については、北海道電力株式会社泊原子力発電所の停止による火力発電へのシフトなどにより、電力の排出係数が大きく上昇することが予想されるほか、道内の精油所やセメント、鉄鋼、自動車などの製造業においても、東北・関東地方の工場の一時的なライン停止等を補うための代替生産などが行われ、各部門でのエネルギー使用量の増加等により、平成23年度の道内の二酸化炭素排出量は増加傾向を示すものと考えられます。

しかし一方で、平成24年7月から再生エネルギー全量固定価格買取制度が導入されることに伴い、道内でも豊富で多様な再生可能エネルギーが賦存することを背景として、大規模太陽光発電所（メガソーラー）や風力発電の設置が相次いで計画されているほか、エネルギー効率が高く、災害にも強い、自立・分散型エネルギーシステムの考え方が再認識され、地域において導入を検討する動きが出てきています。

道では、このような動きも踏まえながら、道民、事業者等の節電・省エネルギーの意識の高まりを具体的な行動の実践につなげ、低炭素型ライフスタイル、ビジネススタイルへの転換を進めていくこととしています。

＝ 3 災害廃棄物の広域処理

東日本大震災により東北地方において膨大な量の災害廃棄物が発生しましたが、震災から1年以上経過した現在（平成24年7月31日時点）においても、被災三県における災害廃棄物の処理・処分の割合は22.4%に止まっており、復興に向けた支障となっています。

平成24年3月16日には、国から災害廃棄物の処理に関する広域的な協力の要請があり、道として積極的に協力する旨の回答を行いました。

あわせて、安全対策を含めた必要な経費について受入市町村へ措置することや、埋立処分後の長期にわたる維持管理方策の確立など、地域の安全・安心を確保するための法整備を含めた必要な仕組み作りを行うよう依頼しました。

道では、国や岩手県からの要請を受け、受入を検討している市町村等と共同で木くずのリサイクルや可燃物の処理などについて検討を進めてきましたが、8月7日に発表された国の「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」においては、岩手県の木くずや可燃物は広域処理の必要性が大きく減少し、県内での処理や他の自治体による広域処理により目標期間内（平成26年3月末）に処理する目処がつく状況となったことから、道への広域処理の受入の調整は行われませんでした。

今後、処理の見通しの立っていない岩手県の漁具・漁網について、市町村等と共同で検討を進めていきます。

また、道のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/saigai/top.htm>）で、東日本大震災で発生した災害廃棄物に関する情報を掲載しています。

■二次仮置き場の状況

